

奈良県訓令第五号

各部課室
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表奈良県東京事務所の項、文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課の項及び奈良県しごとiセンターの項を削り、同表奈良県産業会館の項の次に次のように加える。

奈良県しごとiセンター	就業相談業務に従事する者	四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	日曜日及び職員ごととに四週に四回所属長が定める日
-------------	--------------	---	--------------------------

別表産業・観光・雇用振興部観光局ならぬ観光力向上課の項を削り、同表奈良県外国人観光客交流館の項の次に次のように加える。

奈良まほろば館	奈良まほろば館に勤務する者	四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごととに四週に八回所属長が定める日
---------	---------------	---	---------------------